

こども・子育て支援会議 関係法令等

こども・子育て支援会議条例	・・・ 1 ～ 2
こども・子育て支援会議条例施行規則	・・・ 3
こども・子育て支援会議運営要綱	・・・ 4 ～ 5
こども・子育て支援会議運営要領	・・・ 6 ～ 9
子ども・子育て支援法（抄）	・・・ 10
就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律（抄）	・・・ 11

○子ども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の合議制の機関として、本市に子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日条例第97号、平成27年4月1日施行、告示第136号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条に規定する事項(改正法附則第 9 条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。)について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (令和5年6月13日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

○こども・子育て支援会議条例施行規則(平成25年大阪市規則第20号)

(趣旨)

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 こども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年4月1日から施行する。

こども・子育て支援会議 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則(平成25年大阪市規則第20号。以下「市規則」という。)第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 項
教育・保育・子育て支援部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保などに関する事
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事
認可・確認部会	・子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可に際しての意見聴取に関する事
認定こども園運営 予定者審査第1 部会	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関して、運営予定者の計画の審査に関する事
認定こども園運営 予定者審査第2 部会	
認定こども園運営 予定者審査第3 部会	
認定こども園運営 予定者審査第4 部会	
ひとり親家庭等自立支援部会	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関する事、その他ひとり親家庭等施策に関する事
教育・保育施設等事故検証部会	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業で発生した死亡事故等の重大な事故についての検証及び再発防止策に関する事
認可外保育施設教育費給付審査部会	認可外保育施設における幼児教育の無償化の実施にあたり、給付対象となる認可外保育施設の選定に関する事

※認可・確認部会、認定こども園運営予定者審査部会、教育・保育施設等事故検証部会、認可外保育施設教育費給付審査部会の所掌とした事項については、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。

こども・子育て支援会議運営要領

令和3年2月5日 会長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、こども・子育て支援会議運営要綱第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第2条 会長が必要と認めるときは、支援会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、支援会議の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で支援会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって支援会議に出席したものとみなすものとする。

(会議の公開)

第3条 支援会議は、公開するものとする。ただし、支援会議が公開することが適当でないと認める事項の調査審議をするとき又は会議を公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され調査審議の目的が達成できないと認められるときは、この限りでない。

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、前条第1項の規定によりウェブ会議の方法により行う会議の公開は、指定した場所（以下「視聴場所」という。）においてインターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。

(公開による会議の開催の周知)

第4条 支援会議を公開により開催するときは、開催日の7日前の日（その日が大阪市の休日とする条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日の直前の市の休日以外の日）までに、次に掲げる事項を大阪市のホームページへの掲載、市役所本庁舎掲示場における掲示、及び市民情報プラザにおける配架の方法により、周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合等、7日前に周知を行うことができない事情があるときは、周知可能となった後速やかに、会議の開催を周知することとする。

(1) 傍聴による場合 開催日時、開催場所、会議の議題、傍聴者の定員、傍聴手続、問い合わせ先

- (2) 視聴による場合 開催日時、視聴場所、会議の議題、視聴者の定員、視聴手続、問い合わせ先

(傍聴の手続)

第5条 会議の傍聴を認める定員は、10人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、会場の規模その他の事情を考慮して適当と認めるときは、同項の定員を増減するものとする。この場合においては、第4条の規定による会議の開催の周知において変更後の定員を明らかにするものとする。
- 3 会議の傍聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、会議が開催される場所において傍聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。
- 4 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴の許可をしない。
 - (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を所持している者
 - (2) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) 前3号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をするおそれがあると認められる者
- 5 第3項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。
- 6 会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）は、支援会議の事務局の職員（以下、「事務局職員」という。）の指示に従い会場に入場するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

ただし、第4号に掲げる事項については、会長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。
- (5) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第7条 会長は、傍聴者が前条各号の規定に違反したと認めるときは、違反者に注意し、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(視聴の手続)

第8条 会議の視聴を認める定員は、会長が、会議の開催の都度、視聴場所の規模その他の事情を考慮してその都度定め、第4条の規定による会議の開催の周知において明らかにするものとする。

2 会議の視聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、視聴場所において視聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、会議の視聴の許可をしない。

(1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を所持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に定めるもののほか、他の者の視聴の妨げとなる行為をするおそれがあると認められる者

4 第2項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。

5 会議の視聴の許可を受けた者（以下「視聴者」という。）は、事務局職員の指示に従い会場に入場するものとする。

(視聴場所における視聴者の遵守事項)

第9条 視聴者は、視聴場所においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。

(2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。

(3) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為をしないこと。

(報道機関の特例)

第10条 報道機関による会議の傍聴及び視聴場所における視聴については、必要に応じ、第5条第1項及び第2項並びに第8条第1項による定員とは別に、報道機関用の定員を設定するものとする。

(資料の配布等)

第 11 条 傍聴者及び視聴者には、原則として委員に配布する会議資料と同じものを配布するものとする。ただし、大阪市情報公開条例第 7 条各号に該当することにより公開することが適当でないと考えるもの、法令集等一定数量以上準備することが困難なものその他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

(会議録等)

第 12 条 支援会議の会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所（第 2 条第 1 項の規定によりウェブ会議の方法により開催したときは、その旨）
- (3) 出席者の職及び氏名
- (4) 第 2 条第 2 項の規定によりウェブ会議の方法により会議に参加した委員については、その旨
- (5) 議題
- (6) 発言者の氏名及び個々の発言内容の要旨（支援会議が公開することが適当でないと認める事項の調査審議を行った会議にあつては、議事の要旨）
- (7) その他支援会議が必要と認める事項

2 会議録及び会議資料は、大阪市のホームページへの掲載及び市民情報プラザにおける配架の方法により公表するものとする。

(準用)

第 13 条 第 2 条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条（略）

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抄）

（平成 24 年 8 月 22 日法律第 66 号）

（設置等の認可）

第十七条（略）

2（略）

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4～7（略）

（事業停止命令）

第二十一条（略）

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（認可の取消し）

第二十二条（略）

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県における合議制の機関）

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。